

国連における中国の人権問題

山 岸 健太郎

はじめに.

- I. 中国の人権問題と国連
 1. 冷戦終結後の国連人権委員会
 2. 「中国の人権状況」論議の特徴
 3. 米国の決議案提出見送り
- おわりに.

はじめに.

一九八九年六月に発生した第二次天安門事件（以下、基本的に「六四事件」）以降、中国の人権問題が国際的に注目される状況が出現した。この問題は、中米間をはじめとする二国間関係の中でクローズアップされることもあったが、同時に、中国に人権状況の改善を求める国連総会決議の採択を目指す動きとしても現れることになった。二〇〇九年六月、六四天安門事件勃発から二〇年が経過した。この間、国連において中国の人権状況はどのように扱われてきたのか、総括する必要がある。

一九八九年六月三日未明から四日にかけての中国政府による天安門広場制圧は、国際社会に大きな衝撃を与えた。六四事件後も、民主化要求運動を率いた結果投獄された学生リーダーたちの動向は、特に西側先進国の間では関心の的であり続けた。国連においても、中国の人権状況が議論されるようになるが、その舞台となったのは主に、経済社会理事会の機能委員会のひとつである人権委員会（Commission on Human Rights, 以下、基本的に「人権委」）であった。

日本においても中国の人権に関する研究は、六四事件以降に多くなされるようになる。中国の人権論の歴史的展開を明らかにした土屋英雄⁽¹⁾、中

(1) 土屋英雄「中国の人権と主権」（『中国研究月報』1993.4, 1-25頁）。

国政府が刊行した『人権白書』から中国政府の人権観を分析した杉山文彦⁽²⁾、中国政府の人権観や人権をめぐる法制度について論じた毛里和子⁽³⁾などの研究を挙げることができるだろう⁽⁴⁾。また、人権をめぐる米中関係を視野にいった研究としては、加々美光行⁽⁵⁾、宇田川光弘⁽⁶⁾、清水美和⁽⁷⁾、三船恵美⁽⁸⁾、軽部恵子⁽⁹⁾などの研究を挙げることができる。

国連において中国の人権状況が論じられ、その人権状況を改善するように求める内容をもつ国連決議を採択しようとする動きが存在するということは、国連で安保理常任理事国という特権的地位にあり、かつ、この国際機構を外交政策の中で重視している中国にとっては非常に大きな問題となる。しかし日本において、中国の人権問題を、国連という視座から検証した研究はこれまでほとんど存在しなかった。

宇田川は、「天安門事件以前、特に人権外交が重要な外交政策の柱とされたカーター政権によってさえも中国の人権がほとんど問われることがなかったという事実は奇妙」とし、「一九七〇年代初頭の米中接近から一九八〇年代にかけて長らく国際問題にならなかった中国における人権が、なぜ一九九〇年代には米中関係恒常的な影をなげかける存在になったのか」と問題提起し⁽¹⁰⁾、米国の対中政策という側面から論証を試みている。

本稿では、宇田川の問題意識を、国連における人権論議の分析を通じての論証を試みる。

また、人権委の議論は冷戦下の八〇年代から、冷戦終結後にかけてどのように変遷したのか、人権委における中国の人権状況に関する論議は他国

(2) 杉山文彦「『人権白書』にみる中国政府の人権観」(『中国研究月報』1993.4, 26-33頁)。

(3) 毛里和子「中国の人権—強まる国権主義のなかで」(『国際問題』1997.8, 32-44頁)。

(4) 三船恵美による整理。三船恵美「米中関係における人権外交」(『現代中国研究』2003.3.30, 64-84頁), 65頁。

(5) 加々美光行「『人権なき中国』説の真実—欧米の歴史をなぞるダブルスタンダード」(『エコノミスト』1994.6.7, 38-42頁)。

(6) 宇田川光弘「国際政治と中国の人権」(『季刊国際政治』1996.5, 84-101頁)。

(7) 清水美和「クリントン政権の対中政策の失敗—人権と最恵国待遇を巡る米中交渉の教訓」(『中国研究月報』1996.11, 33-46頁)。

(8) 三船恵美「米中関係における人権外交」(『現代中国研究』2003.3.30, 64-84頁)。

(9) 軽部恵子「冷戦後の米中関係と中国の人権問題—米国連邦議会の視点から」(霞山会, 『東亜』2004.9, 32-40頁)。

(10) 宇田川, 前掲論文, 84頁。

のものとは比べてどのような特徴をもつのか、そして、中国の人権状況論議は人権委における議論の中でどのように位置づけることができるのか、という観点からも本稿は論じられる。

1. 冷戦終結後の国連人権委員会

冷戦終結後、国連における人権論議は、従来の東西対立を反映したものから大きく変容することとなった。冷戦中には、米国を中心とする西側諸国が、社会主義国の人権状況を非難する内容の決議案を採択に持ち込もうとしても、東側／社会主義諸国の反対によって不採択という結果に終わる公算が高かった。しかし、一九九一年一二月のソ連邦崩壊を機に、人権問題における東西対立という構図は消え去ることになる。このことが最も鮮明に現れたのが、「キューバの人権状況」⁽¹¹⁾決議案である。

キューバは一九六〇年、正式にソ連と外交関係を締結し、六五年には実質的に共産党の単独独裁国家となっていた。その人権状況を非難する決議案は、東側諸国をリードするソ連の存在もあって、人権委で論議されることはなかった。しかし、ゴルバチョフ (M. Gorbachev) がソ連・共産党書記長に就任して以降の米ソ関係の変化もあって、米国は九〇年から毎年、人権委にキューバの人権状況決議案を持ち込むことになる。人権委で決議にかけられることになったキューバ案は、人権委段階では毎年採択され、九二年から九七年にかけては毎年総会でも採択されることになる⁽¹²⁾。

冷戦期には、ソ連を中心とした東側諸国が、キューバ案を阻止する側に回ることが予想できた。実際に一九九〇年と九一年には、ソ連、ウクライナが反対票を投じている。しかし、すでに八九年には共産党による独裁体制が終結していたブルガリア、ハンガリー、ウクライナは九〇年から賛成票を投じている。そして九二年、ソビエト連邦が崩壊して以降、国連におけるソ連の地位を継承したロシアは、もはや反対票を投じることはなく、先に共産党独裁体制が終焉していた東側諸国と同様の投票行動をとるようになる。九〇年には7票上回っていた賛成票が、九一年には16票差まで開

(11) 'Situation of Human Rights in Cuba'.

(12) A/RES/47/139, A/RES/48/142, A/RES/49/200, A/RES/50/198, A/RES/51/113, A/RES/52/143.

くことになったのである〔表1〕。

【表1】人権委における「キューバの人権状況」案に対する旧ソ連、東欧諸国の投票行動（1990—97）

西暦	1990年		1991年		1992年		1993年	
委員国数	43		43		53		53	
票数	19-12-12		22-6-15		23-8-21		27-10-15	
国名	ブルガリア	○	チェコスロバキア	○	ブルガリア	○	ブルガリア	○
	ハンガリー	○	ハンガリー	○	チェコスロバキア	○	チェコ	○
	ウクライナ	×	ウクライナ	×	ハンガリー	○	ポーランド	○
	ソビエト連邦	×	ソビエト連邦	×	ロシア	○	ルーマニア	○
	ユーゴスラビア	×	ユーゴスラビア	△	ユーゴスラビア	△	ロシア	○
合計	2-3-0		2-2-1		4-0-1		5-0-0	

西暦	1994年		1995年		1996年		1997年	
委員国数	53		53		53		53	
票数	24-9-20		22-8-23		20-5-28		19-10-24	
国名	ブルガリア	○	ブルガリア	○	ベラルーシ	△	ベラルーシ	×
	ハンガリー	○	ハンガリー	○	ブルガリア	○	ブルガリア	○
	ポーランド	○	ポーランド	○	ハンガリー	○	チェコ	○
	ルーマニア	○	ルーマニア	○	ロシア	△	ロシア	△
	ロシア	○	ロシア	○	ウクライナ	△	ウクライナ	△
合計	5-0-0		5-0-0		2-0-3		2-1-2	

キューバ案に対する旧東側諸国の投票行動にも現れているように、冷戦終結後の人権委の議論の様子は冷戦期から一変した。それに伴い、総会で採択される決議の顔触れも変化することになる〔表2〕。

【表2】特定国の人権状況に対する総会決議（1981—2005）

年度(総会会期)	人権状況の改善を名指して求められた国
1981年(36)	イスラエル, エルサルバドル, チリ
1982年(37)	チリ, グアテマラ, エルサルバドル, 南アフリカ, イスラエル
1983年(38)	グアテマラ, エルサルバドル, チリ, イスラエル
1984年(39)	エルサルバドル, グアテマラ, チリ, 南アフリカ, イスラエル
1985年(40)	アフガニスタン, エルサルバドル, グアテマラ, イラン, チリ, イスラエル
1986年(41)	グアテマラ, エルサルバドル, アフガニスタン, イラン, チリ, イスラエル, 南アフリカ
1987年(42)	アフガニスタン, イラン, エルサルバドル, チリ, イスラエル
1988年(43)	イラン, アフガニスタン, エルサルバドル, チリ, イスラエル, 南アフリカ
1989年(44)	アフガニスタン, イラン, エルサルバドル, チリ, イスラエル
1990年(45)	イラク(クウェート), エルサルバドル, イラン, アフガニスタン, イスラエル, 南アフリカ

国連における中国の人権問題

1991年 (46)	エルサルバドル, イラク, イラク (クウェート), アフガニスタン, ハイチ, イスラエル
1992年 (47)	エストニアとラトビア, キューバ, エルサルバドル, アフガニスタン, ハイチ, イラク, 南アフリカ
1993年 (48)	キューバ, イラク, エルサルバドル, アフガニスタン, ハイチ, イラク, イラン, 旧ユーゴスラビア, カンボジア, エストニアとラトビア, イスラエル
1994年 (49)	ボスニア・ヘルツェゴビナとクロアチアとセルビア・モンテネグロ, ミャンマー, キューバ, ハイチ, イラン, イラク, コソボ, スーダン, カンボジア, ルワンダ, アフガニスタン, イスラエル
1995年 (50)	カンボジア, イラン, アフガニスタン, コソボ, イラク, ボスニア・ヘルツェゴビナとクロアチアとセルビア・モンテネグロ, ミャンマー, ハイチ, スーダン, キューバ, ナイジェリア, ルワンダ, イスラエル
1996年 (51)	イラク, イラン, アフガニスタン, ナイジェリア, ハイチ, コソボ, スーダン, キューバ, ルワンダ, ボスニア・ヘルツェゴビナとクロアチアとセルビア・モンテネグロ, ミャンマー, イスラエル, カンボジア
1997年 (52)	カンボジア, ミャンマー, ハイチ, コソボ, イラク, イラン, キューバ, ナイジェリア, アフガニスタン, ルワンダ, ボスニア・ヘルツェゴビナとクロアチアとセルビア・モンテネグロ, イスラエル
1998年 (53)	カンボジア, ルワンダ, イラク, イラン, ハイチ, コンゴ民主, ナイジェリア, ミャンマー, ボスニア・ヘルツェゴビナとクロアチアとセルビア・モンテネグロ, コソボ, アフガニスタン, イスラエル
1999年 (54)	カンボジア, イラン, イラク, コンゴ民主, スーダン, コソボ, ボスニア・ヘルツェゴビナとクロアチアとセルビア・モンテネグロ, アフガニスタン, ミャンマー, ハイチ, ルワンダ, イスラエル
2000年 (55)	ミャンマー, イラン, イラク, スーダン, コンゴ民主, ハイチ, アフガニスタン, イスラエル, カンボジア
2001年 (56)	カンボジア, イラン, コンゴ民主, イラク, スーダン, アフガニスタン, ミャンマー, イスラエル
2002年 (57)	イスラエル, カンボジア, スーダン, ミャンマー, イラク, コンゴ民主, アフガニスタン
2003年 (58)	カンボジア, トルクメニスタン, イラン, コンゴ民主, ミャンマー, イスラエル
2004年 (59)	イスラエル, イラン, トルクメニスタン, コンゴ民主, ミャンマー
2005年 (60)	イスラエル, コンゴ民主, イラン, トルクメニスタン, 朝鮮民主主義人民共和国, ウズベキスタン, ミャンマー

※ 「イスラエル」はパレスチナに対する人権侵害。

一九八〇年代に人権委で採択された決議と、冷戦終結後の決議とを比較すると、八〇年代には最大で7（八六年）、平均して4.1の決議が採択されていたが、九〇年代は最大で13（九五、九六年）、平均して10.9と採択される決議数は2倍以上に増加することになった。そして、二〇〇一年から〇五年にかけては再び平均6.6へと減少している。

スイス・ジュネーヴで開催される人権委は、毎年3月から4月の間に、6週間召集されていた。これは、人権委での決議・決定が経社理に上程さ

れ、経社理での決議・決定が9月から開催される総会に上程されるという段階を踏むためである。二〇〇六年から人権委は人権理事会（United Nations Human Rights Council, UNHRC）に格上げされることになった。常設理事会誕生の根底には、人権委の三月から四月にかけての6週間という審議期間では、人権問題に対して迅速な対応がとることができず、また、議論を十分に尽くすことができないという不満が存在していた。

人権委の6週間という限られた審議期間に、討論できる議題の数は限定されていた。八〇年代の人権委の審議時間の多くは、東側諸国と西側諸国による非難の応酬合戦に占められていた。宇田川の問題提起の一部分、「一九七〇年代初頭の米中接近から一九八〇年代にかけて中国における人権問題が長らく国際問題にならなかった」のは、ここに起因する。つまり、人権委で最も活発に議論をおこなっていた米国のプライオリティは、第一にソ連批判、第二にキューバ、イラン、中米諸国やベトナムなど因縁深い関係にあった国々に対する批判であり、すでに関係改善を達成していた中国の人権状況のプライオリティは相対的に低いものでしかなかった。また、八〇年代に中国と対立関係にあったソ連は、人権委において、アフガニスタン、カンボジア政策に関して中国を批判する発言を数度おこなっている⁽¹³⁾。ただし、それらはあくまで米国への反論の副次的な産物でしかなかった。ソ連にとっても、人権委における中国の人権状況はそれほど大きな意味をもつものとはいえなかったのである。

2. 「中国の人権状況」論議の特徴

国際社会に大きな衝撃を与えることになった六四天安門事件を契機に、国連人権委において中国の人権状況をめぐる議論が展開されることになった。ただし、人権委が開かれたのは例年と同様三月から四月にかけてであったため、八九年中に中国の人権状況に関しての決議案は人権委に持ち込まれなかった。

一九八〇年代、中国の人権状況を問う声はほとんど上がらなかったが、

(13) 1982年と83年。

中国が国連に「復帰」する以前の一九五九年、六一年、六五年には、チベットの人権状況に関する総会決議が採択されている⁽¹⁴⁾。しかし、中華民国と断交して中国と国交を結び、総会決議二七五八の採択に大きな役割を果たすことになるアフリカ諸国の多くが、六〇年代に国連に大挙して加盟したこと、安保理常任理事国でもあるフランスが中国を承認したこと⁽¹⁵⁾、いわゆる「中国代表権」問題において中国支持の声が増加するなど、中国の国連「復帰」に向けた機運が高まりつつあった六〇年代中旬以降の国連では、チベットの人権状況は問われなくなっていた。

六四事件の勃発を数ヶ月後に迎えることになる八九年の人権委では、中国の人権状況問題は正式の議題ではなかったものの、同年三月八日から戒厳令が発令されていたチベットに関する発言が繰り返されることになる。人権委五一回会議で、カナダ代表は次のように発言した。「中国政府は、カナダ政府関係者等によるチベット自治区区都ラサへの立ち入りを認めた。カナダ政府は、中国政府が状況をすべて明らかにするためのあらゆる手段をとることを望む」⁽¹⁶⁾。同年におこなわれたNGOの発言⁽¹⁷⁾に比べるときわめて抑制された表現であったが、八二年以降初めて、人権委の委員国が中国の人権状況に関する発言をした瞬間であった。

翌一九九〇年以降、「中国の人権状況(‘*Situation of Human Rights in China*’⁽¹⁸⁾)」改善を求める決議案が人権委に提出され、最終的に総会での決議採択を目指そうとする動きが生まれることになる。その中心に一貫して存在したのは米国だった(表3)。

六四事件以降、米国の対中人権外交は、2つの主要戦略として現れること

(14) 1353(XIV)“*Calls for respect for the fundamental human rights of the Tibetan people and for their distinctive cultural and religious life*”, 1959年10月21日に採択, 1723(XVI) “*Solemnly renews its call for the cessation of practices which deprive the Tibetan people of their fundamental human rights and freedoms, including their right to self-determination*”, 1961年12月20日, 2079(XX) “*Solemnly renews its call for the cessation of all practices which deprive the Tibetan people of the human rights and fundamental freedoms which they have always enjoyed*”, 1965年12月18日。

(15) 1964年1月27日。

(16) E/CN.4/1989/SR.51/Add.1, para.181.

(17) 人権委第28回会議におけるMinority Rights Group(E/CN.4/1989/SR.28, paras.27-34), 第32回会議におけるAmnesty International(E/CN.4/1989/SR.32, para.31)による発言。

(18) 1992年の決議案名は‘*Situation of Human Rights in China / Tibet*’.

【表3】「中国の人権状況」案の提案国

	決議案番号	提案国
1990年	E/CN.4/1990 * 1	オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ連邦、ギリシャ、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国、米国
1991年		決議案提出されず
1992年	E/CN.4/1992/L.49/Rev.1	オーストラリア、オーストリア、カナダ、コスタリカ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ポルトガル、英国、米国 ベルギー、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス
1993年	E/CN.4/1993/L.104	オーストラリア、カナダ、コスタリカ、フィンランド、フランス、ドイツ、日本、オランダ、ポルトガル、英国、米国 ベルギー、デンマーク、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス
1994年	E/CN.4/1994/L.83	フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、英国、米国 ベルギー、デンマーク、ギリシャ、アイルランド、ルクセンブルグ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス
1995年	E/CN.4/1995/L.86	オーストリア、カナダ、ドミニカ共和国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、英国、米国 ベルギー、コスタリカ、チェコ、デンマーク、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス
1996年	E/CN.4/1996/L.90	オーストラリア、オーストリア、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、英国、米国 ベルギー、チェコ、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、スペイン、スウェーデン、スイス
1997年	E/CN.4/1997/L.91	オーストリア、デンマーク、アイルランド、オランダ、英国、米国 ベルギー、フィンランド、アイスランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイス
1998年		決議案提出されず
1999年	E/CN.4/1999/L.22	米国
2000年	E/CN.4/2000/L.30	米国
2001年	E/CN.4/2001/L.13	米国
2002年		決議案提出されず
2003年		決議案提出されず
2004年	E/CN.4/2004/L.37	米国
2005年		決議案提出されず

※表は記載の議題案から作成。各年度の上段は一次提案国、下段は二次以降の提案国を示す。

*1：E/1990/22/Add.1, p.97. E/CN.4/1990は未入手のため、一次、二次提案国の別は不明。

国連における中国の人権問題

になる。第一は、米中二国間関係の一環としての対中MFN（Most-Favored-Nation Treatment, 最恵国待遇）更新の見直しの動きである。第二は、国家／集団の発展への権利を重視しすぎること、個人の社会権、自由権／基本的人権を損なってはならないという、米国とほぼ同様の人権観をもつ EC／EU諸国などと共に、国連総会において中国の人権状況案を決議採択しようとする試みである。ここに、中国の人権問題は、「国際問題化」することになった。

一九八九年から中国の人権状況が問われ始め、翌九〇年から決議案が提出されるようになったが、このこともまた冷戦状況の終結と密接に関係している。先述の通り、九〇年、キューバの人権状況案に賛成票を投じたブルガリアとハンガリーは、中国による「中国の人権状況」決議案に対する不採択動議にも反対票を投じる。九〇年の不採択動議は、賛成票が反対票をわずかに2票上回るという僅差で可決されることになった。九〇年から二〇〇五年までの間に11回提出された決議案であったが、九〇年は九五年に続いて、人権委での採択可能性が高まった年でもあったのである（表4）。

【表4】中国の人権状況決議案・不採択動議の票別推移⁽¹⁹⁾

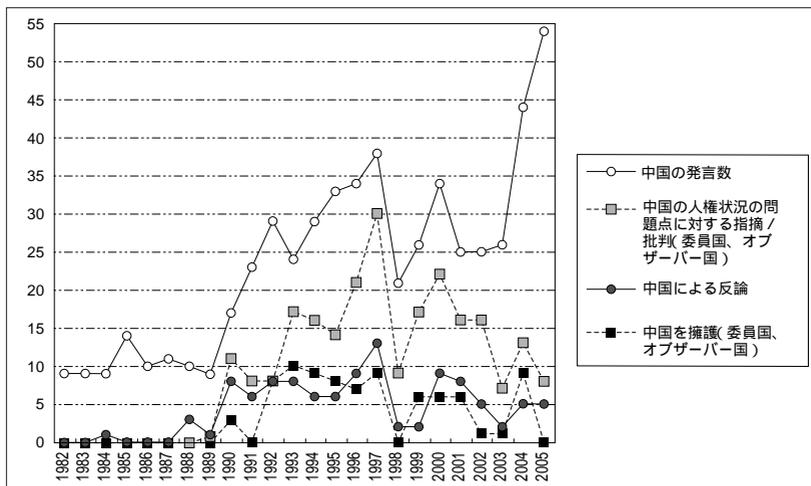
年度	合計	賛成	反対	票差	棄権	欠席
1990年	43	17	15	2	11	0
1991年	43	決議案提出されず				
1992年	53	27	15	12	10	1
1993年	53	22	17	5	12	2
1994年	53	20	16	4	17	0
1995年*1	53	22	22	0	9	0
1995年*2	53	20	21	-1	12	0
1996年	53	27	20	7	6	0
1997年	53	27	17	10	9	0
1998年	53	決議案提出されず				
1999年	53	22	17	5	14	0
2000年	53	22	18	4	12	1
2001年	53	23	17	6	12	1
2002年	53	決議案提出されず				
2003年	53	決議案提出されず				
2004年	53	28	16	12	9	0
2005年	53	決議案提出されず				

*1：「中国人権状況決議案」不採択動議に対する投票行動。

*2：「中国人権状況決議案」に対する投票行動。

そして、八〇年代にはほとんどなかった中国の人権状況に関する発言が、一九九〇年以降の人権委では急増することになる。中国の状況の問題点を批判／指摘する委員国、オブザーバー国の発言も増加し、それに伴って、中国の反論も活発におこなわれるようになる（グラフ1）。

【グラフ1】人権委における発言回数(中国・委員国・オブザーバー国、1982-2005)



※各年度の人権委議事録から作成。

ただし、冷戦終結後に特定国の人権状況改善を求める多くの決議が総会で採択されたのに対し、中国案は一九九五年以外、不採択動議が採択されることで人権委段階を通過したことはない。よって、経社理、そして総会に上程されたこともない。

それでは、中国案と他の決議案の表決の間にはどのような違いがあるのだろうか。たとえば、人権委で中国案が採択される可能性が最も高まった九五年の前後5年間に、人権委で投票に付された決議案を比較してみると、中国案の特徴の一面を理解することができる。

(19) E/CN.4/1990/SR.52/Add.1, E/CN.4/1992/SR.54/Add.1, E/CN.4/1993/SR.66, E/CN.4/1994/SR.65, E/CN.4/1995/SR.59/Add.1, E/CN.4/1995/SR.60, E/CN.4/1996/SR.59, E/CN.4/1997/SR.65, E/CN.4/1999/SR.51, E/CN.4/2000/SR.55, E/CN.4/2001/SR.62, E/CN.4/2004/SR.50より作成。

国連における中国の人権問題

一九九三年から九七年の間に、人権委で投票に付された決議案の中で中国案の他に採択されなかったのは九五年のナイジェリア案⁽²⁰⁾のみであった。決議案の採択に反対する委員国の数が一貫して上回っているのは中国案のみであり、この傾向は他の年度もほぼ同様である。投票には至るものの、ほとんどの決議案が採択されている中で、九〇年から二〇〇四年までの間に11回にわたって提出されたものの、人権委段階で葬り続けられている中国案は、非常に特異な存在であるといえることができる(表5)。

【表5】国連人権委・各国人権状況決議案の賛成、反対、棄権票の状況(1993-97)

年度	対象国	票差	票数
1993	中国(不採択動議)	- 5	22-17-12
	東チモール(不採択動議)	7	15-22-12
	東チモール(対インドネシア)	10	22-12-15
	イラン	12	23-11-14
	キューバ	17	27-10-15
	スーダン	26	35-9-8
	イラク	35	36-1-15
1994	南レバノン(対イスラエル)	49	50-1-0
	中国(不採択動議)	- 4	20-16-17
	イラン	11	22-11-19
	キューバ	15	24-9-20
	スーダン	26	35-9-9
	イラク	33	34-1-18
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	40	41-1-10
1995	南レバノン(対イスラエル)	47	48-1-3
	ナイジェリア	- 4	17-21-15
	中国	- 1	20-21-12
	中国(不採択動議)	0	22-22-9
	キューバ	14	22-8-23
	イラン	20	28-8-17
	スーダン	26	33-7-10
1996	イラク	30	31-1-21
	南レバノン・西ベカー(対イスラエル)	47	48-1-4
	中国(不採択動議)	- 7	27-20-6
	キューバ	15	20-5-28
	イラン	17	24-7-20
	イラク	30	30-0-21
	南レバノン・西ベカー(対イスラエル)	49	50-1-2

(20) 'Situation of Human Rights in Nigeria', E/CN.4/1995/L.100.

1997	中国（不採択動議）	-10	27-17-9
	ナイジェリア（修正案）	4	20-24-9
	東チモール（対インドネシア）	6	20-14-18
	キューバ	9	19-10-24
	イラン	19	26-7-19
	ナイジェリア	22	28-6-19
	イラク	31	31-0-22
	南レバノン・西ベカー（対イスラエル）	50	51-1-1

※投票に付された決議案のみを記載。

※票差は、賛成票数から反対票数を引いたもの。ただし不採択動議の数字は、反対票数から賛成票数を引いたもの。数字が大きいくほど、当該国の人権委に対して改善を求める委員国が多かったことを意味する。

また、中国案は、決議案の投票時に投票理由の説明をおこなう委員国の数が、最も多い決議案でもあった。

人権委に限らず国連の会議においては、投票時に委員国が自らの投票理由を説明する場合がある。その理由は主に、決議案に対する自国の姿勢を他国の面前で示すことで、①自国の立場／見解をアピールすること、②自らの立場／見解を主張することで賛成票／反対票を増やそうとすること、であると考えられるだろう。一方で、投票理由の説明をおこなう国が少ない決議案とは、毎年採択される決議案においては各国の立場／見解がほぼ明白になっており、上記①の必要がない、また、投票前から決議案の採択が確実で、上記②の必要がない、ものであると考えられるだろう。

中国案には、投票理由の説明をおこなう国の数においても、他案と比べて際立って多数であるという特徴がある（表6）。一九九三年の東チモール案⁽²¹⁾、九七年の同案⁽²²⁾など、情勢の変化にともなって一時的に発言国数が増加する決議案は存在するものの、中国案のように九〇年から二〇〇四年までの10年以上にわたり、一貫して、多数の委員国が発言する決議案は他に存在しないのである。

(21) “*Situation in East Timor*”, E/CN.4/1993/L.81/Rev.1.

(22) “*Situation of Human Rights in East Timor*”, E/CN.4/1997/L.96.

国連における中国の人権問題

【表6】国連人権委・各国人権状況決議案投票前後の発言国（1993-97）

年度	対象国	資格	態度	発言国
1993	スーダン	委	○	米国
			×	スーダン, パキスタン, 中国, イラン, マレーシア
	イラン	委	○	デンマーク (オブ), ブラジル
			×	イラン, パキスタン, スーダン
	キューバ	委	○	米国, チリ
			×	キューバ
			△	ブラジル
	南レバノン(対イスラエル)	オブ	○	モリタニア, ウルグアイ
	イラク	オブ	○	デンマーク (オブ), シリア
			×	イラク (オブ), スーダン
			△	インド
	中国 (不採択動議)	委	○	中国, パキスタン, モリタニア, キューバ, ナイジェリア, バングラデシュ, シリア, イラン, マレーシア, スーダン
×			デンマーク(オブ), 英国, オランダ, 米国, カナダ, ロシア, ボルトガル, ポーランド	
東チモール (不採択動議, 対インドネシア)	委	○	マレーシア, シリア, バングラデシュ, インド, イラン, 日本, スーダン	
		×	デンマーク (オブ), カナダ, ロシア, 米国, ギニアビサウ, コスタリカ, アンゴラ, ポーランド	
東チモール (対インドネシア)	委	○	オーストリア	
		×	インドネシア	
1994	キューバ	委	○	米国
			×	キューバ
	イラン	委	○	ギリシャ (オブ)
			×	イラン
	イラク	オブ	○	ギリシャ (オブ)
			×	イラク (オブ), スーダン
	中国 (不採択動議)	委	○	中国, キューバ, モリタニア, シリア, ナイジェリア, スリランカ, パキスタン, イラン
			×	ギリシャ (オブ), 米国, 英国
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	オブ	○	パキスタン
			×	ロシア
			△	米国
	スーダン	委	○	米国
×			スーダン	
南レバノン (対イスラエル)	オブ	○	チュニジア	
1995	キューバ	委	○	米国, オランダ
			×	キューバ
南レバノン・西ベカー (対イスラエル)	オブ	○	エジプト	

1995	中国（不採択動議）	委	○	中国、スリランカ、スーダン、キューバ、 バングラデシュ、パキスタン、インド、モ リタニア
			×	フランス、米国、オーストラリア、英国、ハ ンガリー
			△	韓国
	中国	委	○	米国、ポーランド
			×	中国
	イラン	オブ	○	フランス
			×	イラン（オブ）
ナイジェリア	オブ	○	フランス	
		×	アルジェリア、ナイジェリア（オブ）、中国、 キューバ	
イラク	オブ	○	フランス	
		×	イラク（オブ）、スーダン	
スーダン	委	○	米国	
		×	スーダン	
		△	エジプト	
1996	南レバノン・西ベカー （対イスラエル）	オブ	○	エジプト、イタリア、レバノン（オブ）、フィ リピン、オーストラリア
			×	イスラエル（オブ）、米国
	キューバ	委	○	米国、チリ
			×	キューバ
	中国 （不採択動議）	委	○	中国、モリタニア、キューバ、オランダ、 スリランカ、インド、バングラデシュ、パキ スタン
			×	イタリア、米国、マラウイ、ハンガリー、カ ナダ、ブルガリア、ドイツ、デンマーク、エ ルサルバドル、オーストラリア、オランダ
			△	
イラク	オブ	○	イタリア、クウェート（オブ）	
		×	イラク（オブ）	
		△	マレーシア	
イラン	オブ	○	イタリア、米国	
		×	イラン（オブ）、パキスタン、インド	
1997	ナイジェリア （修正案）	オブ	○	エジプト、ナイジェリア（オブ）、アルジェリア
			×	オランダ、南アフリカ、米国
			△	マレーシア、メキシコ
	ナイジェリア	オブ	なし	
	イラン	オブ	○	オランダ
×			イラン（オブ）、パキスタン、インドネシア、 バングラデシュ	
△			フィリピン	
南レバノン・西ベカー （対イスラエル）	オブ	○	エジプト、レバノン（オブ）、キューバ	
		×	イスラエル（オブ）、米国	

国連における中国の人権問題

1997	中国 (不採択動議)	委	○	中国, スリランカ, マレーシア, アンゴラ, アルジェリア, キューバ, ネパール, エジプト, バングラデシュ, パキスタン
			×	デンマーク, ドイツ, 米国, アイルランド, イタリア, フランス, 日本, カナダ, エルサルバドル, オーストリア, チェコ, オランダ, 英国
	イラク	オブ	○	オランダ, クウェート (オブ), メキシコ
			×	イラク (オブ)
			△	アルジェリア, エジプト
	キューバ	委	○	米国, チリ
			×	中国, インド, インドネシア, キューバ
			△	アルジェリア
	東チモール (対インドネシア)	委	○	オランダ
			×	インド, インドネシア, エジプト, バングラデシュ, パキスタン, マレーシア, フィリピン
			△	アルジェリア, 韓国

※無投票で採択された決議案も多く存在するが、ここでは投票に至ったものだけを記載した。また、2回以上発言した国も存在するが、発言国名を表すのが目的であるため、その旨は記載していない。また、後の会議で投票理由を説明した国も存在するが、ここでは示していない。

3. 米国の決議案提出見送り

一見すると、社会権、自由権／基本的人権的権利を唱える欧米先進国が批判し、「第三世代の人権」を唱える途上国が、先進国に対して反論で応じるという構図で捉えられる「中国の人権状況」問題であるが、決議案が人権委段階で葬り続けられていることを考慮すると、先進国による不当な内政干渉、と見るべきなのだろうか。また、「欧米先進国対中国をはじめとする途上国」という構図だけで捉えることは果たして妥当なのであろうか。

中国案は一九九〇年から二〇〇五年までの16年間のうちに5回、つまり一九九一年、九八年、二〇〇二年、〇三年、〇五年の5回、提出が見送られている。一貫して決議案の提出を主導してきたのは米国であるが、決議案の提出に際しては「政治的判断」、つまりは普遍的な人権理念のみを基準として決議案提出がおこなわれているわけではないことが指摘できよう。

米国の決議案提出見送りの理由に関しては多くの説が唱えられており、それを明確に示すことは困難である。しかしここでは、首脳相互訪問を中心とした中米関係、国連安保理の動向、著名な民主活動家で中国政府に

よる処遇が欧米各国から注目されてきた魏京生と王丹の動きを中心に、中国案提出見送りにどのような政治的判断が働いたのかを概観する。

一九九〇年に初めて人権委に提出された中国案だが、翌九一年の提出は早くも見送られることになる。六四事件における学生指導者であった柴玲⁽²³⁾やウルケシュ⁽²⁴⁾らが国外に脱出する中、八九年七月に逮捕、九一年一月には懲役4年の判決が下され、その後、中国政府による処遇が西側諸国からの批判を招くことになる王丹⁽²⁵⁾や、いわゆる「北京の春」の指導者であった魏京生⁽²⁶⁾らがいまだに獄中にある中での決定であった。

中国案が人権委に初めて提出されてから数ヶ月後の九〇年八月二日未明、イラク軍がクウェートに侵攻する。安保理は、米国が主導する「多国籍軍（連合国軍）」の派遣を決定し、翌九一年一月一七日には戦端が開かれることになる。湾岸戦争においては、連合国軍による武力行使の国際法上の根拠となった安保理決議第六七八号をはじめとして、一連の安保理決議が大きな役割を果たすことになった。

イラクによるクウェート侵攻がおこなわれた八月二日、安保理が緊急招集され、「イラクのクウェートからの即時無条件撤退を求める」安保理決議第六六〇号⁽²⁷⁾が採択される。八月六日には、中東情勢の緊張から原油価格の高騰が予想され、それに乘じたイラクの戦費調達が懸念される中、「国連全加盟国に対してイラクへの全面禁輸の経済制裁を行う」内容の決議第六六一号⁽²⁸⁾が採択される。これら両決議に対し、中国は賛成票を投じる。そして十一月二九日には、イラクに対する武力行使の法的根拠となる「一九九一年一月一五日をイラク軍の撤退期限とする」決議第六七八号、「対イラク武力行使容認決議」⁽²⁹⁾が採択される。この決議の採択にあたっては、他

(23) 1966年4月生。六四事件当時、北京師範大学修士課程学生。六四事件後香港に逃れ、フランスに亡命。

(24) 1968年2月生。ウイグル語表記は‘Urkeshe Davlet’, 中国語表記では「吾爾開希」。六四事件当時、北京師範大学学部生。事件後香港に逃れ、フランスに亡命。

(25) 1969年2月生。六四事件当時、北京大学学部生。

(26) 1950年5月生。1978年の天安門事件（「第一次天安門事件」）を契機とした民主運動の高まり、「北京の春」の主導者のひとり。

(27) Resolution 660. 採択結果は14-0-1（イエメン）。※以下、賛成－反対－棄権（－欠席）の順。

(28) Resolution 661. 採択結果は13-0-2（キューバ、イエメン）。

の安保理常任理事国が賛成票を投じる中で、中国のみが棄権に回った。当時の国際世論の下では、中国が拒否権を行使する可能性は極めて小さかったものの、常任理事国が「足並みを揃えた」ことがその後の湾岸戦争の展開を可能にする前提となった。

一九九七年一〇月二九日、江沢民国家主席が初の訪米を行う。この2日前の二七日、中国は国際人権A規約に対する批准書を国連事務総長宛てに提出する。翌九八年六月にはクリントン大統領が訪中するが、それに先立つ九七年十一月一六日には魏京生を病氣療養を名目に仮釈放、翌九八年の四月には王丹も同様の理由から仮釈放される。前年まで6年連続で提出されていた中国案は、九八年は提出が見送られることになる。二〇〇二年も、二月のブッシュ大統領（G. W. Bush）訪中と軌を一にして中国案の提出は見送られた。中米両首脳相互訪問と民主活動家の釈放が、決議案提出の見送りと符合している様子が観察される。

そして二〇〇二、〇三、〇五年にも中国案提出は見送られることになる。二〇〇三年三月一九日、米国は英国と共にイラクへの空爆を開始する。フランス、ロシア、中国の常任理事国3カ国が武力行使に強硬に反対する中でおこなわれたこの攻撃は、湾岸戦争時とは異なり、安保理決議という法的根拠をともなっていなかった。ド・ヴィルパン仏外相（D. de Villepin）が、対イラク攻撃に反対するフランスとドイツに対するラムズフェルド米國務長官（D. Rumsfeld）の「古いヨーロッパ」発言⁽³⁰⁾を引用し、皮肉を交えながら、安保理における演説で改めて武力行使に反対を求める⁽³¹⁾など、米英によるイラクに対する武力行使に向けた新たな安保理決議案が提出されたとしても、フランスによる拒否権行使の可能性も囁かれる中では、米国にとっての中国の存在は相対的に小さなものでしかなかった。

しかし一方で、同年八月から開始されることになっていた、朝鮮民主主義人民共和国の核開発問題について関係各国が協議を行なう、北朝鮮、米国、韓国、中国、日本、ロシアによる「六カ国協議」において、中国は極

(29) Resolution 678. 採択結果は13-2（キューバ、イエメン）-1（中国）。

(30) ‘*Outrage at “old Europe” remarks*’, BBC News, January 23, 2003.

(31) S/PV.4708, p.p.11-13. 同議事録の日本語訳としては、「国連安全保障理事会におけるドミニク・ド・ヴィルパンの演説」（<http://silversteel.s4.xrea.com/Essay/devillepin.html>）。

めて重要な役割を果たすことになっていた。

【年表1】中国案の見送りと中米関係、国連安保理での動き、著名民主活動家の処遇

年	中国案	中国、米国、安保理の動き	魏京生	王丹	
1978年			3月29日、逮捕		
			10月16日、懲役15年の判決		
1989年		六四事件	収監	7月、逮捕	
1990年	提出	8月2日、イラク軍がクウェートに侵攻。同日、安保理決議第660号採択。中国賛成		収監	拘留
		8月6日、安保理決議第661号採択。中国賛成			
		11月29日、安保理決議第678号採択。中国棄権			
1991年	提出見送り	11月1日、中国が「人権白書」を発表			1月26日、懲役4年の判決
1993年	提出		9月14日、仮釈放		2月17日、仮釈放
1994年	提出		4月1日、再逮捕		
1995年	提出		12月、再び懲役14年の判決	5月21日、拘束	
1996年	提出		収監	10月30日、懲役11年	
1997年	提出			11月16日、病気療養を名目に再び仮釈放	収監
1998年	提出見送り	6月、クリントン米大統領が訪中 10月5日、中国が国際人権B規約に署名	仮釈放→米国へ	4月、病気療養を名目として仮釈放	
1999年	提出	7月22日、法輪功を全面禁止			
2002年	提出見送り	2月21日、ブッシュ米大統領が訪中 11月8日、安保理決議第1441号に中国賛成			
2003年	提出見送り	第1回6カ国協議（8月27-29日、於北京）		米国へ	
2004年	提出	第2回6カ国協議（2月25-28日、於北京）			
		第3回6カ国協議（6月23-26日、於北京）			
2005年	提出見送り	第4回6カ国協議（7月26-8月7日、9月13-19日、於北京）			
		第5回6カ国協議（11月9-11日、於北京）			

もちろん上記の一連の動きが、米国による決議案の提出見送りをすべて説明しているとは言えないだろう。しかしながら、たとえば九八年四月の王丹の「仮釈放」を、「クリントン米大統領初訪中を円満に実現するため」の「一時的な『政治的取引』」であるとみなす解釈⁽³²⁾は、ある程度の説得力を有しているといえよう。また、中国の人権状況とは関係のない、イラクによるクウェート侵攻をめぐる状況が、六四事件から間もない九一年という時期の見送りにつながったということもできるだろう。

さらに、米国以外の先進国の中国案に対する姿勢にも、注目すべき動きが存在する。

一九九〇年と九三年に中国案の提案国になった日本は、人権委段階での中国案採択可能性が最も高まった九五年以降提案国から降りることになる。また、米国と共に中国案を主導してきたEU諸国も、九九年以降は提案国に名を連ねることはなくなり、中国案は米国が単独で提出する決議案となった(表3)。

日本とEU諸国は、一九九七年一〇月の国際人権A規約署名と翌九八年一〇月の国際人権B規約署名と共に、中国との「人権対話」⁽³³⁾の進展を評価し⁽³⁴⁾、これらを決議案提案国から降りた理由として挙げることが多い。また、中国政府も人権対話の意義を繰り返し強調している⁽³⁵⁾。

国連人権委員会という国際会議において人権状況の改善を求める決議が採択されることは、当該国にとっては国際的な威信が損なわれることを意味する。特に安保理の常任理事国でもある中国にとって、このことが意味するものは大きい。中日間や中国とEUの間での「人権対話」が、人権問題

(32) 「朝日新聞」、1998年4月20日、朝刊。

(33) ‘human rights dialogue’ or ‘human rights debate’.

(34) EUによる評価としては、‘It (EU) welcomed the decision by the Chinese authorities to open a human rights debate and the announcement that it was willing to sign the International Covenant on Civil and Political Rights’. (Bulletin EU 1/2-1998, Human rights (19/22), <http://europa.eu/bulletin/en/9801/p102019.htm#anch0024>)を、日本政府による評価としては、「人権対話について、中国側の積極的対応を歓迎する」(日本国外務省、「川口外務大臣の中国訪問(概要)」,平成14年9月8日, http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_kawaguchi/china_02/gaiyo.html)などを挙げることもできるだろう。

(35) たとえば、「中国、人権分野の国際交流を積極的に推進」(新華社、2005年6月27日)。中華人民共和国駐日本国大使館公式HPに日本語で掲載。

<http://www.fmprc.gov.cn/ce/jp/jpn/xwtd/t201617.htm>

を国連から外部化、つまり、人権問題を2国間や中国対地域機構（EU）間の問題へとシフトさせることで、国連という国際機構における議論を回避する目論見がなかったかどうか。また、日本やEU諸国が中国案の提案国を降りた背景に、たとえば人権と経済的関係とをパートナーにするなどの「政治性」が存在しなかったかどうか。詳細な検証が必要であろう。

冷戦終結以降、途上国を中心とした特定国を名指しにする人権状況決議案が多く採択される中で、中国案は最も「政治的判断」の影響を受ける決議案となっている。米国によって主導される中国案提出の根底には、米国の人権理念が存在しているが、その一方で、決議案の提出見送りは、純粹に普遍的人権理念に基づいてではなく、様々な政治的判断が介在することでなされたといえるだろう。これには、途上国であることを自認しながら安保理常任理事国でもあるという中国の特殊性が強く関係しており、それゆえ国連における人権論議においても中国案の存在を特異なものにしているといえることができるが、同時に、決議案を主導する側の政治性にも目を向ける必要があるだろう。

おわりに。

以上のように、中国案は他案にはない特徴を有している。その中でも注目すべきは、16年間で11回、人権委に提出されながらも、一度も採択には至らなかったという点である。

国連における中国の人権状況決議案問題については、この問題に関してどのような政治力学が働いているかを詳細に分析する必要がある。米国のみならず、ロシア、台湾支持国といったプレイヤーの役割、そしてこの問題に対するNGOの働きなどを検討する必要があるだろう。